

特別維持会員規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の特別維持会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別維持会員の会費)

第2条 特別維持会員の会費は年間400万円とする。

(会費の支払時期及び方法)

第3条 前条に定める会費は、当法人からの請求に応じて、各年度のはじめに支払うものとする。

2 支払いの方法は当法人の指定する銀行の口座への振込の方法によることを原則とする。

(会費の使途)

第4条 第2条の会費は、毎事業年度における会計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附則 この規程は、2009年4月1日から施行する

附則2 改正後の規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。

附則3 この規定は、2016年6月10日から施行し、2014年4月1日に遡って適用する。

2 「加盟団体スポーツ仲裁規程」の制定・施行(2013年8月19日)の日以降に特別維持会員より同規定の実施のために支払われた負担金年額100万円はこの規定に基づく会費の一部として支払われたものとみなす。